

意見陳述書

2021年（令和3年）3月1日

弁護士 太田久美子

1. 私は、原告代理人弁護士の太田久美子です。

この新安保法制違憲国賠訴訟長崎の弁論を終結するにあたって、原告準備書面（29）の趣旨を陳述させていただきます。

この準備書面は、「これまでの安保法制訴訟において敗訴判決を下した、世界情勢の現実も直視できない裁判官」（七判決+令和3年2月18日付福岡高裁那覇支判）への怒りと、ある女性被爆者の次のような言葉が、その契機となっています。

「もし今後、日本がアメリカの戦争に巻き込まれ、多くの自衛隊員さんや、多くの国民が戦死でもしたら、このような判決を書いた裁判官さんはどういう気持ちになるのだろうか？」「もしかしたら、自らの判断しだいで戦争を防ぐきっかけとなったかもしれないのに、多くの方が命を失えば、そのことの後悔は大変なものだろうに。」「裁判官は、そのようなことは想像しないのだろうか。」

高齢の女性被爆者によるこれらの言葉は、いまの安保法制法とガイドラインの下ではリアル（現実）そのものであり、本当に、いまや日本人の命運を裁判官が握っていると言っても過言ではないのです。

以上のことを念頭においていただき、この準備書面（29）の説明をお聞きください。

2. （1）まず、この準備書面のサブタイトルを「安保法制訴訟七判決の判旨からみる憲法判断の必然性と違憲性」としています。要するに、私たちは、この準備書面において、これまでの原告敗訴七判決（もちろん、本年2月18日の福岡高裁那覇支判も含みます。以下同じ。）を前提としたとしても、その判旨からすれば、「裁判所は憲法判断を避けては通れないし、憲法判断をすれば新安保法制法は憲法に違反すると判断せざるを得ないこと」を主張しているのです。

しかし、これまでの裁判官は、憲法判断を回避することに腐心しておられるようです。なぜならば、これを「合憲」と判断することが「法曹としていかに恥ずかしいことなのか」を十分に理解しておられるからだろうと思われます。憲法を学んできた者の「矜持と責任」がある限り、裁判官がこれを合憲だとすることはできない、と思われるのです。

ところがその一方で、組織の人間としての裁判官にとっては、その逆の違憲判断もそう簡単なことではなく、非常に勇気のいることなのだろうとも想像しています。裁判官自らが民主主義の洗礼を受けていないという政治部門に対する引け目があるのかもしれませんが。また、組織の中で上を目指すという当たり前の欲望があるからかもしれません。

そしてその判断を回避するためには、原告の主張する権利・利益が「国賠法上の法的保護に値しない」という入口論で撥ねるしかないのです。

(2) もっとも、いまの裁判官の立場からすれば、平和的生存権・憲法改正決定権の法的保護性を入口論争で否定できても、人格権・人格的利益については、その判例・裁判例からしても、それを撥ねることは簡単なことではありません。これまでの七判決をみても、この点に苦勞しておられ、その判旨の論理が詭弁ではないかとさえ思えます。

要するに、人格権・人格的利益という概念の幅の広さからすれば、より具体的な検証が必要であり、「具体的危険性論」「受忍限度論」「漠然とした不安論」という一般論だけで何とでもできる、というものではないのです。

3. そこに七判決の重大な弱点がある、といえます。

すなわち、

(1) 例えば、七判決では、「我が国は、他国による武力行使の対象とはされておらず、原告らの生命、身体及び財産等の侵害の危険性が切迫し、現実のものとなったとまではいえない。原告らの抱く不安や恐怖は、未だ抽象的な不安の域を出ない」と判示しています。しかしこれは、『実際に攻撃を受けて被害が生じるまでは、危険性はないのだから、原告らは我慢しろ』という実に驚愕する論理と言わざるを得ません。攻撃を受けてから、戦争になってからでは遅すぎるからこそ、原告らは、今、立ち上がっているのであり、「侵害が現実のものとならない限り、一般的な不安にすぎない」というのでは、もっともらしい詭弁といわざるを得ないのではないのでしょうか。

(2) ア また、七判決の多くでは、「原告らに多少の精神的苦痛が生じたとしても、それは社会通念上受忍すべき限度にとどまるものであるから、法的保護利益の侵害とはいえない」と判示して、原告らの請求を棄却しています。

しかしその一方で、「個人の内心的な感情については、それが害されることによる精神的苦痛が社会通念上受忍すべき限度を超えるような場合には、人格的利益として法的に保護すべき場合があり、それに対する侵害があれば、その侵害の態様、程度いかんによっては不法行為が成立する余地がある」と判示し、その上で、「社会通念上受忍すべき限度を超えた」と評価されるには、一定

の特殊な地位にあること等によって通常の社会生活の中で生じ得ないような深刻な不快感、焦燥感等が生じることが必要である」とする判決があります。

このような七判決の考え方からすれば、原爆被爆者の多くは、生死を彷徨った凄惨な経験と、その後の人生を核なき平和を目指す運動に身を捧げてきたことによって「極めて特殊な地位」を得るに至ったといえそうです。そして、“新安保法制法によって近未来のわが国で展開されるかもしれない過酷な惨状”を想うと、原爆被爆者の「不安感」や「焦燥感」は尋常なものではないはずであり、彼らの人格権・人格的利益は法的保護に値するものとなっている、ということになるのではないのでしょうか。

イ さらに、七判決では、その精神的苦痛を受忍すべき根拠として「多数決原理を基礎とする間接民主主義（間接民主制）」を挙げ、「国民の個々の見解、信念、信条による立法批判とそれによる精神的苦痛は、社会生活において回復すべきもの」としています。しかしこれは、明らかに「間接民主主義（間接民主制）」と「憲法が保障する人権」についての驚くべき無理解に起因しているといわざるを得ません。重大な憲法適合性が問題となっている事柄については、選挙などの政治過程においてではなく、違憲立法審査権を持つ裁判所が最終判断をすべき問題である、ということなのです。

(3) そして、七判決の最大の問題点は、いずれの裁判体も「原告らの主張を否定する際に、戦争や武力行使、テロの実態に向き合おうとしていない」という点にあります。新安保法制法では、集団的自衛権という「わが国の第三国のための武力行使により、他国からの攻撃を受けやすくなること」が明らかであるにもかかわらず、七判決の認識は、①その法律が制定されたからといって、“わが国が他国から武力行使の対象とされている状態にならなければ戦争やテロのおそれはない”との非現実的で観測の域を出ない考え方、②“日本国外で起きていることは日本の安全とは無関係である”という新安保法制法の立法趣旨に反する考え方、そして、③“わが国がアメリカの戦争に巻き込まれることはない”という非常に安易で軽薄な考え方に支配されています。しかし、こうした楽観的で安易な考え方が、国際的な安全保障の世界で通用するはずがないのです。

ア 七判決の多くは、「当審における口頭弁論終結時において、我が国が他国から武力行使の対象とされているものとは認められず、客観的な意味で、原告らの主張する戦争やテロ攻撃のおそれが切迫し、原告らの生命・身体の安全が侵害される具体的な危険が発生したものとは認め難い」と判示しています。しかしこれでは、「戦争になっていないから戦争のおそれがあるとはい

えない」、「戦争になってからでなければ原告らに身の危険は生じない」ということになってしまい、非常に馬鹿げた考え方と言わざるを得ません。

イ また、七判決のいくつかは、「南スーダンにおける紛争は同国の国内問題とみるほかなく、その帰趨により我が国に対する武力行使を通じて、個別の原告らの生命・身体の安全に具体的な危険が生ずるものとは直ちに認め難い」と判示しています。しかしこれでは、政府が「世界のどの地域の紛争であっても、存立危機事態となり得るという前提の下に集団的自衛権の行使の必要性を訴えてきたこと」と矛盾します。南スーダンにおける紛争も、また他の国における紛争も、“新安保法制法をもってしまった日本”にとってはまさに「国内問題」であり、もはや「わが国に無関係」という態度をとることはできないのです。

ウ そして、七判決の最も悪質なところは、いまの現状においては、“わが国がアメリカの戦争に巻き込まれることはない”という、呆れ返るほど非常識で危険な判断を前提にしている点です。七判決は「米国による戦争が起きるかどうかもわからないし、仮に米国による戦争が起きたとしても、日本が集団的自衛権を行使しない限り、日本が武力行使又はテロ攻撃の対象となることはない。そしてそれらはいずれも予測にすぎない（二重予測）」という考え方を前提として、「原告らの生命・身体の安全が侵害される具体的な危険が生じたものとは評価できない」としているのです。

しかし、新安保法制法の制定により、今後は、米国の戦争に参加、協力を求められた場合、これまでのように「憲法9条の解釈を根拠とし集団的自衛権の行使は許されないとして、これを断る」ということはできなくなりました。また、新安保法制法では、集団的自衛権の行使を容認しているため、米国が戦争を始めたら、わが国がいつ参戦を求められるかも分かりません。しかも、その場合には参戦を拒否することはできないという状況になったのです。さらには、武器等防護を許したことによって“わが国が参戦の国家意思を発動していなくても、知らず知らずのうちに戦争に巻き込まれていた”という事態も十分に考えられるようになりました。すなわち、新安保法制法は、「米国の戦争＝日本の戦争」という構造をつくり出してしまったのです。

米国は、2000年代以降の約20年間を見ても、8つの戦争や紛争を戦っており、世界のどこかで常に戦争をしています。米国による戦争は、裁判所のいう「不確実な予測」というようなものではありません。現実の「厳然たる事実」なのです。七判決の裁判官は、わざとその厳然たる事実を目を背けているのではないのでしょうか。

エ 要するに、新安保法制法・新ガイドラインによって米軍等への対応を充実させていく流れの中で、わが国の自衛隊は、「いつ、どこで、米軍等の戦闘に巻き込まれ、武力行使を余儀なくされ、ついには戦争に巻き込まれていくか分からない」、「そういう重大なおそれのある日米間の軍事的な提携はますます整備されつつある」、「今日にでも、明日にでも、自衛隊が米軍の戦闘に参加せざるを得ない事態に陥りかねない」という状況にあるのです。そのことを考えると、七判決の「武力行使や戦争等についての具体的危険性」の否定は、なんとも世間知らずの矮小な判断といわざるを得ないのです

4. (1) いずれにしても、七判決では、このような観点から、「漠然とした不安論」「具体的危険性論」「受忍限度論」などの論旨を持ち出して、原告らの“個人の人格にかかる本質的な諸利益”を、法的保護に値しないもの（単に主観的な精神的苦痛）と切って捨てています。

しかし、果たしてそれでいいのでしょうか。【原告らの主張する人格的諸利益は「法的保護に値する人格にかかる本質的な諸利益」とはいえないのでしょうか？】、【「原告らの人格にかかる本質的な諸利益が法的保護に値する」となれば憲法判断をせざるを得ないのではないのでしょうか？】、【原告らの人格的利益が法的保護に値するかどうかを判断するためにも、侵害行為の違法性（本件では違憲性）の有無やその程度も検討する必要があるのでないのでしょうか？】

(2) 本件長崎訴訟の原告らの“個人の人格にかかる本質的な諸利益”について考えてみると、以上のような疑問が浮かんできます。

少なくとも被爆者原告らの壮絶で凄惨で悲惨な被爆体験を知れば、その後の彼らの辛くて苦しい人生は想像に難くなく、彼らのさまざまな精神的苦痛も十分に理解できるはずです。そしてそれは、明らかに「客観性をもった精神的苦痛」というべきであり、単なる私的な感情としての「主観的な精神的苦痛」とは本質的に異なります。すなわち「国賠法上の法的保護に十分に値する」といえるのです。

被爆者原告らは、その壮絶で凄惨な体験を糧に、二度と自分たちと同じような悲惨な経験をする人を出さないようにするため、核廃絶運動や平和運動の主体となり、または、そのわき役として運動を支え進めてきたのです。そして、そのバックボーンとなったのは、「被爆による壮絶な体験」と、それを乗り越えるための支柱となった「日本国憲法の平和主義と憲法9条」の存在なのです。それを、国は、安倍内閣の「7・1閣議決定」や「新安保法制法」そして「その法律の執行の深化による軍備増強」によって、いとも簡単に破壊し、凄惨な体験から立ち上がり核の廃絶を願って行動してきた彼らの人生のすべてを否定し去ってしまったのです。このことによる彼らの精神的苦痛は想像を絶するものであり、その

精神的苦痛の客観性を疑う者はいないのではないのでしょうか。単なる主観的な怒りや腹立たしきとは次元を異にするものといえます。このことからすれば、被爆者原告らの人格権・人格的利益の要保護性は明らかであり、仮に七判決の人格権論を前提としても新安保法制法の違憲性の検討（憲法判断）は当然のことというべきです。

（３）以上のことをご理解いただくために、原告早崎猪之助の被爆体験要旨をその陳述書に基づいて読み上げ、私の準備書面の陳述を終わらせていただきます。

「私は、原爆投下当時14歳で、三菱長崎兵器製作所の養成工でした。原爆が投下された時、突然の閃光、大音響で、爆風によって10メートル吹き飛ばされました。両耳は聞こえなくなり、真っ暗で何も見えなくなりました。30分くらいすると目が見えるようになり、周辺の状況が少しずつ分かるようになると、何もかもが破壊され、焼けた死体、血まみれの死体が丸太のようになっているという状態でした。外に出てどこに行けばいいのかも分からずにさまよっていると、服が焼けて肌も全身が黒く焼けて皮膚が垂れ下がっている人、田んぼの中の人や馬の死体、丸裸で血だらけの人、泣きすすがる子どもがおり、また、甲高い悲鳴や助けを求める声があちらこちらで聞こえて、鳥肌が立ち、体が震えました。鉄道にたどり着くと、線路沿いにはけが人だらけ。皮膚が破れて紙が焼き切れ変色した人、頭から流れる血で足まで赤くなっている人、ガラスの破片による怪我で赤いペンキをかぶったかのような人がおり、線路に沿って何百人と倒れていました。座っておられる人はおらず、みんな横に倒れて、服が焼け、髪も焼けて、体も火傷を負い、男か女か分からない状況でした。それらの人が『水、水』と叫ぶので、飲ませたらいけないと思いながら、助かりそうにはない人たちには水を与えましたが、全て亡くなってしまいました。私は恐ろしくなり、人を殺してしまったと自分を責め涙が止まりませんでした。」

以上